

2024年度 「金属屋根工事技士」 技術審査 受験のご案内

(一社)日本金属屋根協会では、2024年度の金属屋根工事技士技術審査を下記により実施します。
受験をご希望の方は所定の手続きをお取り下さい。

～ テキストと試験問題集をお渡しします ～

受験を申込みされた方には、テキスト『金属屋根の施工と管理』と『試験問題集』をお渡しします。試験問題は、基本的に『試験問題集』の中から出題されます。

テキストである『金属屋根の施工と管理』は、改訂第4版を発行しました。本書は昭和61年の初版発行以来、金属屋根工事に関する技術的な基本図書としてもご利用いただいております。建築基準法等の法律改正への対応、SSR2007への対応、屋根の下地等に関する図面の修正・追加、二重折板に関する解説の追加等を行うとともに、全般的な内容の見直しを行いました。

本書はA4判：455ページです。

審査日 2024年12月7日(土) 13:00～16:30
場所 札幌、仙台、東京、大阪、福岡

※会場及び時間等は受験通知書をもってお知らせします。

[金属屋根工事技士の位置付け]

金属屋根工事技士は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の『建築工事監理指針』において、以下のように金属屋根工事の専門技術者として位置付けられています。

金属屋根工事の計画立案から施工管理まで担当する専門技術者の一例として、(一社)日本金属屋根協会では、「金属屋根工事技士」の育成・教育に取り組んでいる。

『建築工事監理指針』(令和4年版)下巻 第13章屋根及びとい工事(抜粋)

1. 受験資格

金属屋根工事技士技術審査は、金属屋根工事について次の実務経験を有する者が受験することができます。

学歴又は資格	必要な実務経験年数		
	起算	指定学科を卒業した者	指定学科以外を卒業した者
1. 新制大学又は旧制大学を卒業した者	卒業後	1年6箇月以上	2年6箇月以上
2. 短期大学・高等専門学校(5年制)又は旧制専門学校を卒業した者 専修学校において指定学科を卒業した者	卒業後	2年6箇月以上	3年6箇月以上
3. 新制高等学校・旧制中等学校又は旧制実業学校(甲種)を卒業した者	卒業後	3年6箇月以上	5年6箇月以上
4. その他の者	卒業後	8年以上	

(注1) 指定学科とは建築学、土木工学、機械工学、設備工学及びそれに準ずる学科。

(注2) 実務経験年数は、2025年3月31日(現在)で算出して下さい。

2. 申し込み書類

- 受験申込書 同封の申込用紙に所定事項を記入のうえ、写真貼付のこと。
(記入は正確にして下さい。不明のものについては書類審査で失格することがあります。)
- 卒業証明書あるいは卒業証書(コピー)
 - 受験資格のうち、(1)(2)(3)の学歴に相当する方で実務経験が8年に満たない方は、卒業証明書もしくは卒業証書(コピー)を提出して下さい。

3. 審査料

18,000円 (テキスト代含む) (非課税)

申込と同時に下記あてに送金下さい。送金のない場合は受験できません。企業にて一括して納入する場合は、受験者の名前を提出して下さい。送金料はご負担願います。

送金先 三菱UFJ銀行 日本橋中央支店 普通預金 口座番号0161693 (一社) 日本金属屋根協会

4. 受験申込書類の受付期間と提出先

- ①受付期間 2024年9月9日～2024年11月8日(当日消印有効)
②提出先 〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-3-8 田源ビル
一般社団法人 日本金属屋根協会 事務局

5. 出題範囲

分野	範囲
(1) 基本知識 20問	法令、規則に関する概ねの知識・建築に関する一般知識・金属構法に関する一般知識
(2) 専門知識 40問	施工計画/加工・成型/材料・外注/荷揚・養生/輸送・保管/取付・施工/機械設備/品質管理
(3) 記述式	工事経験などに関する記述

6. 資格の認定と更新

- ①資格の認定 技術審査の合格者は認定申請書を提出して「金属屋根工事技士」の認定を受ける必要があります。◆認定料 6,000円(非課税)(認定証書、携帯用証明書を交付)
②資格の更新 資格の有効期間は3年間で、義務講習会の受講をもって更新します。

7. その他

納入された審査料については原則として返還致しませんのでご注意ください。

金属屋根工事技士とは

金属屋根工事技士の資格は、一定の実務経験を積み金属屋根工事に関する専門知識を習得した後に「金属屋根工事技士技術審査」に合格したものに与えられます。「金属屋根工事技士技術審査」は、金属屋根・外壁の加工・施工業者の団体である(一社)日本金属屋根協会が昭和61年度から実施し、現在3000名超の金属屋根工事技士の方々が、金属屋根の設計・施工管理に活躍しています。

金属屋根工事技士のこれまでの流れ

この資格制度は、台風や豪雪によって金属屋根に生じた様々な被害の反省の上に立って制定されたものです。特に昭和50年の台風13号は最大瞬間風速67.8m/秒を記録した非常に大きな台風で、八丈島を中心に金属屋根などに大きな被害をもたらしました。

金属屋根業界では、このような被害を未然に防止するために、建設省(現:国土交通省)の指導のもとに業界共通の設計・施工規準として「鋼板製屋根構法標準」を昭和52年に制定しました。

当協会では、この規準をもとに設計・施工管理に関する教育プログラムを作成し、大型建築物の金属屋根の施工管理者を育成するために、「金属屋根施工管理士制度」を昭和54年に発足させました。

その後、建設省の「長尺金属屋根工事に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規程」(昭和61年4月18日建設省告示第986号)に基づき、同年5月1日付で建設大臣が認定する「金属屋根工事技士技術審査」制度となりました。

この建設大臣による認定は、平成12年の「行政改革大綱」により、当協会などの全ての公益法人が国からの委託等を受けて実施している認定事業に対する国の関与を廃止することが決められたことにより、当協会が独自に運営する資格制度となっています。

受験についての問合せ先

一般社団法人 日本金属屋根協会

〒103-0012
東京都中央区日本橋堀留町2-3-8 田源ビル
TEL.03(3639)8954 FAX.03(3639)8932
<http://www.kinzoku-yane.or.jp>

当協会では、金属屋根の設計・施工管理の具体的なツールとして「風圧力算定ソフト」、「金属屋根工事の施工チェックリスト」、「風と金属屋根」、「屋根改修工事の手引き」などを作成し、金属屋根工事技士の役割を支援し、より高品質の金属屋根を作り上げようとしています。平成16年度には強度計等や断熱計算などが行える計算ソフト「屋根を調べる」、金属屋根・外壁の素材を解説した「素材からみる金属屋根と外壁」を発行しています。平成19年度に「鋼板製屋根構法標準」(SSR2007)、平成22年度に「鋼板製外壁構法標準」(SSW2011)、平成25年度には「鋼板製屋根・外壁設計・施工・保全の手引き」(MSRW2014)、平成28年度に「初めて学ぶ、もう一度学ぶ 金属の屋根と外壁(LLM2017)、平成31年度に「風と金属屋根 第3版」をそれぞれ発行しています。これらの概要は、当協会のホームページをご覧ください。

建設キャリアアップシステムにおける金属屋根工事技士

金属屋根工事技士は建設キャリアアップシステム(CCUS)における能力評価基準で(建築板金)「レベル3」に必要な資格の一つになっています。

1.建設キャリアアップシステムとは

建設業が将来にわたって、その重要な役割を果たしていくためには、現場を担う技能労働者(技能者)の高齢化や若者の減少といった構造的な課題への対応を一層推進し、建設業を支える優秀な担い手を確保・育成していく必要があります。そのためには、個々の技能者が、その有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境を整備することが不可欠です。

建設業に従事する技能者は、他の産業従事者と異なり、様々な事業者の現場で経験を積んでいくため、個々の技能者の能力が統一的に評価されにくく、現場管理や後進の指導など、一定の経験を積んだ技能者が果たしている役割や能力が処遇に反映されにくい環境にありました。

こうしたことから、技能者の現場における就業履歴や保有資格などを、技能者に配布するICカードを通じ、業界統一のルールでシステムに蓄積することにより、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目指す「建設キャリアアップシステム」の構築に向け、官民一体で取り組んでいます。

2.建設キャリアアップシステムの概要

システムの利用に当たり、技能者は、本人情報(住所、氏名等)、社会保険加入状況、建退共手帳の有無、保有資格、研修受講履歴などを登録。事業者は、商号、所在地、建設業許可情報を登録します。登録により、技能者には、ICカード(キャリアアップカード)が配布されます。

現場を開設した元請事業者は、現場情報(現場名、工事内容等)をシステムに登録し、技能者は現場入場の際、現場に設置されたカードリーダー等でキャリアアップカードを読み取ることで、「誰が」「いつ」「どの現場で」「どのような作業に」従事したのかといった個々の技能者の就業履歴がシステムに蓄積される仕組みです。

現場経験や保有資格が業界統一のルールでシステムに蓄積されることから、十分な経験を積み、技能の向上に努める技能者が適正に評価され、それを通じて処遇の改善につながる環境を整えていきます(レベルに応じてキャリアアップカードが色分けされます)。

建築板金業における能力評価基準を下記に示します。就業日数や保有資格等によりレベルが異なり、能力評価制度によりカードの色が決まります。



能力評価基準【建築板金】



呼称		建築板金技能者
能力評価実施団体		(一社)日本建築板金協会
認定日		令和2年3月31日
レベル4	就業日数	10年(2150日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●登録建築板金基幹技能者 ●優秀施工者国土交通大臣顕彰(建設マスター) ●1級建築施工管理技士 ●卓越した技能者(現代の名工) ・レベル2、3の基準に示す保有資格
	就業日数(職長)	職長として 3年(645日)
レベル3	就業日数	7年(1505日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ●1級建築板金技能士 ●2級建築施工管理技士 ●青年優秀施工者土地・建設産業局長顕彰 ●金属屋根工事技士 ・職長・安全衛生責任者教育 ・レベル2の基準に示す保有資格
	就業日数(職長+班長)	職長又は班長として 1年(215日)
レベル2	就業日数	3年(645日)
	保有資格	<ul style="list-style-type: none"> ・アーク溶接特別教育 ・玉掛け技能講習 ・高所作業車運転技能講習
レベル1		建設キャリアアップシステムに技能者登録され、かつ、レベル2から4までの判定を受けていない技能者

※ ●印の保有資格は、いずれかの保有で可。

金属屋根工事技士技術審査申込書

標記審査を受けたいので下記の通り申込みます。

希望会場： 札幌 仙台 東京 大阪 福岡 (○印をお付け下さい)

受験者	フリガナ		本籍		都道府県
	氏名	Ⓜ	生年月日	昭和 平成	年 月 日
	住所				Tel () 〒
勤務先	社名				Tel ()
	部署				Fax ()
	所在地	〒			

最終学歴	(学校名)	学部	学科	卒業年月日	昭和 平成 令和	年 月 日
実務経験 年数および 職歴	勤務先		期間			
			年 月～ 年 月			
			年 月～ 年 月			
合計			年 月～ 年 月			
年 カ月			年 月～ 年 月			

実務経験及び学歴等記載内容に事実と相違のある場合は取消しとなります。

金属屋根 工事関連 取得資格	取得年月	資格名	取得年月	資格名(その他)
	年 月	建築士 ()級	年 月	
	年 月	建築施工管理技士 ()級	年 月	
	年 月	技能士 ()級	年 月	

協会記入欄

受付日	審査	認定	写真 タテ 3.0 cm ヨコ 2.5 cm 裏面に氏名を 明記のこと。
年 月 日		年 月 日	
整理番号	号	認定番号 第 号	
特記事項			